

傷病手当金の審査対応の変更について

傷病手当金においては、近年申請件数が大幅に増加していることに加え、今般の法律改正により支給対象期間も長期化し、今後さらに審査内容が複雑化していくことが考えられます。

しかしながら、申請書類の記入漏れや誤りで、即時に審査に取り掛かることができないケースが増えております。申請書の情報は給付金算定に必要な情報であり、不備部分を確認してからでなければ審査が進められず、その都度の連絡や訂正待ちに時間を要し、審査に遅れがでています。

以上のことから、今後の傷病手当金審査の対応を下記のとおりに変更させていただきます。

円滑に審査を実施するため、ご協力をお願いいたします。

記

・対応

- 各月月初から申請書提出締切日までに受け付けた請求書のうち、不備のある書類は事業所担当者にご連絡の上、支給審査は行わず、当月給付確定日後に不備内容と共に申請書一式を返却します。
 - ※ 不備のある書類とは、本人、主治医、事業主の記載箇所において、受付状態で即座に審査に取り掛かることができないものを指します。
- 提出時の記載誤りが生じないように、記入見本に誤りの多い箇所や注意すべき事項を記載し、周知いたします。(別添)
今後記入見本については随時改訂を行い、その都度健保ホームページに掲出をいたします。

・開始時期

- 令和4年4月給付分より